

## 第7回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示 .....	1
○応招・不応招議員 .....	2
第 1 号 (11月24日)	
○議事日程 .....	3
○本日の会議に付した事件 .....	3
○出席議員 .....	4
○欠席議員 .....	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	4
○事務局職員出席者 .....	4
○開会の宣告 .....	5
○招集者あいさつ .....	5
○開議の宣告 .....	5
○会議録署名議員の指名 .....	5
○会期の決定 .....	5
○議案第175号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6
○議案第176号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7
○議案第177号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8
○議案第178号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8
○議案第179号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8
○議案第180号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)についての上程、説明、質疑、討論、採決 .....	10
○閉議の宣告 .....	11
○町長あいさつ .....	12
○閉会の宣告 .....	12
○署名議員 .....	13

鏡石町告示第50号

第7回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年11月10日

鏡石町長 木 賊 政 雄

記

1. 期 日 平成21年11月24日 午後2時

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

3. 付議事件

- (1) 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- (2) 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について
- (4) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)

## 応招・不応招議員

### 応招議員（14名）

1番	根 本 重 郎 君	2番	今 駒 英 樹 君
3番	渡 辺 定 己 君	4番	今 駒 隆 幸 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	仲 沼 義 春 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	今 泉 文 克 君	10番	深 谷 莊 一 君
11番	菊 地 栄 助 君	12番	小 貫 良 巳 君
13番	円 谷 寛 君	14番	円 谷 寅三郎 君

### 不応招議員（なし）

平成21年第7回鏡石町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成21年11月24日(火)午後2時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 175号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 176号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 177号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 178号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 179号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 180号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)

---

本日の会議に付した事件  
議事日程第(1号)に同じ

---

出席議員（14名）

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊政雄君	副町長	大河原直博君
教育長	佐藤節雄君	総務課長	木賊正男君
健康福祉課長	今泉保行君		

---

事務局職員出席者

議会事務局	面川廣見	主任主査	相楽信子
局長			

開議 午後2時

### 開会の宣告

議長（今泉文克君） ただいまから、第7回鏡石町議会臨時会を開会いたします。

---

### 招集者あいさつ

議長（今泉文克君） 本臨時会にあたり町長からあいさつがあります。  
町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） みなさんこんにちは。

年末を控え寒さも厳しさが増してまいりました本日、第7回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆さまには公私ともにお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今、臨時会にご提案申し上げますのは、先月8日に行いました福島県人事委員会の勧告に基づく、町職員の給与に関する条例の一部改正をはじめとする、関係条例の改正議案5件と感染拡大が心配される新型インフルエンザ対策として、予防接種費用の一部公費負担に係る一般会計補正予算であります。

ご審議いただきまして、議決、賜りますようお願い申し上げごあいさつといたします。

---

### 開議の宣告

議長（今泉文克君） ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。よろしく願いいたします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（今泉文克君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、2番、今駒英樹君、3番、渡辺定己君、4番、今駒隆幸君を指名いたします。

---

### 会期の決定

議長（今泉文克君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決しました。

**議案第175号 上程、説明、質疑、討論、採決**

**議長（今泉文克君）** 日程第3、議案第175号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

**議会事務局局長（面川廣見君）**〔議案第175号を朗読〕

**議長（今泉文克君）** 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

**総務課長（木賊正男君）** みなさんこんにちは。ただいま上程されました、議案第175号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

人事院は本年8月11日に国及び内閣に対して、国家公務員の月例給と手当の引き下げをはじめ、自宅に係る住居手当の廃止、超過勤務手当等の割増賃金等に関する改定勧告を行いました。

これを受けまして福島県人事院会は、10月8日、県に対し県職員の給与と民間給与との格差0.53%をうめるため、給料月額を引き下げ改定を行うとともに期末、勤勉手当を0.38月分引き下げ、年間4.05ヶ月とするよう勧告を行ったところであります。

町といたしましては、従来どおり県人事院会勧告に準拠し、改定を行うものであります。

議案第175号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、2ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの一部を改正する条例につきましては、第5条第2項中、期末手当の支給率について、6月に支給する場合の支給率を「100分の160」を「100分の145」に、12月に支給する場合の支給率を「100分の173」を「100分の160」に改めるものであります。

附則といたしましては、施行期日を平成21年12月1日から施行するとしております。以上、ご審議いただきまして議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**議長（今泉文克君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

**議長（今泉文克君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

**議長（今泉文克君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第175号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（今泉文克君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第176号から議案第177号まで 上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第4、議案第176号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5 議案第177号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第4及び日程第5までの2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔議案第176号～議案第177号までを朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました、2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

はじめに3ページ、議案第176号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましても議案第3条第2項中、期末手当の支給率につきまして6月に支給する場合の支給率を「100分の160」を「100分の145」に、12月に支給する支給率を「100分の173」を「100分の160」に改めるものであります。

附則につきましては、前議案同様、施行期日を平成21年12月1日から施行するとしたものでございます。

次に議案第177号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

6ページをご覧になっていただきたいと思います。本条例につきましても第2条第2項中、期末手当の支給率について6月に支給する場合の支給率を「100分の160」を「100分の145」に、「100分の173」を「100分の160」に改めるものであります。



附則につきましては、施行期日を前議案同様、平成21年12月1日から施行する  
としたものでございます。

以上、一括上程されました議案第176号から177号までの2議案につきまして  
提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申  
し上げます。

**議長（今泉文克君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

**議長（今泉文克君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

**議長（今泉文克君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第176号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

**議長（今泉文克君）** 次に、議案第177号 教育長の給与、勤務時間その他の勤  
務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決する事に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第178号から議案第179号まで 上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（今泉文克君）** 日程第6、議案第178号 職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について及び日程第7、議案第179号 職員の給与に関す  
る条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議  
題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異義なし」の声あり〕

**議長（今泉文克君）** 異義なしと認めます。

したがって、日程第6及び日程第7の2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読させます。

**議会事務局局長（面川廣見君）** 〔議案第178号～議案第179号までを朗読〕

**議長（今泉文克君）** 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

**総務課長（木賊正男君）** ただいま一括上程されました、2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第178号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。初めに第10条の2の規定の一部改正でございます。本規定につきましては、住居手当に関する規定でございます。職員の自宅に係る住居手当の廃止のための関連条項の改正でございます。

次に第11条第2項第2号の規定の改正につきましては、通勤手当のうち、自動車通勤の手当を「48,400」円を上限「53,500」円に改めるものでございます。

次に期末手当に関する規定の改正といたしまして、第18条第2項中、6月に支給する場合の支給率を「100分の140」を「100分の125」に、12月に支給する場合の支給率を「100分の153」を「100分の140」に改め、同条第3項は、再任用職員に関する規定でございますが、6月に支給する場合の支給率を「100分の140」を「100分の125」に、12月に支給する場合の支給率を「100分の75」を「100分の65」に、「100分の153」を「100分の140」に、「100分の83」を「100分の80」に改めるものでございます。

次に、勤勉手当に関する規定の改正といたしまして、第19条第2項第1号中、「100分の75」を「100分の70」に改め、同項の第2号中、再任用職員に関する規定でございますが、こちらについては所要の改正を行うものでございます。

次に職員の給料表を別表1のとおり改めるものでございまして、こちらにつきましては、公民格差を解消するために県人事院会勧告に基づきまして、改正後の給料表を基本に若年層を除きまして、すべての給料月額を引き下げ改定するものでございます。

次に12ページをお開きいただきたいと思います。また、別表第2につきましては、級別職務分類表につきまして、本年4月に職務の見直しを行いました「副課長」の職務を2項として付け加えるものでございます。

附則につきましては、第1条につきましては施行期日を公布の日の属する月の翌月の初日から施行するとしたものでございまして、ただし書きにおきましては、第11条、通勤手当の規定の改正につきましては、本年4月1日から適用するとしたものでございます。

また、第2条におきましては、12月に支給する期末手当に関する特例措置を規定したものでございまして、第1項においては再任用職員にかかる12月に支給する期末手当に関する特例措置、第2項につきましては、減額対象職員に係る減額調整措置に関する規定をしたものでございます。

次に第3条につきましては、12月に支給する勤勉手当に関する特例措置を規定したものでございまして、再任用職員にかかる勤勉手当支給に関する特例措置でござ

ざいます。第4条につきましては、施行に関しまして必要な事項は町長へ委任する  
とした委任規定の条項でございます。

次に14ページでございます。議案第179号職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、15ページございま  
すが職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成1  
8年鏡石町条例第6号）の一部を次のように改正するといたしまして、平成18年  
3月に公布された条例規定の給与構造改革の給与水準引き下げに伴う経過措置の算  
定基礎となる額、いわゆる現給保障額につきましても今回、100分の99.42  
を乗じて得た額に引き下げ改定するものでございます。

附則につきましては、施行期日を本条例の公布の日の属する月の翌月の初日から  
施行すると規定したものでございます。

以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由の説明を申し上げました。  
ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（今泉文克君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

**議長（今泉文克君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、一括討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

**議長（今泉文克君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第178号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（今泉文克君）** 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第179号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を  
改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

**議長（今泉文克君）** 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第180号 上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（今泉文克君）** 日程第8 議案第180号 平成21年度鏡石町一般会計補  
正予算（第4号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。  
議会事務局局長（面川廣見君）〔議案第180号を朗読〕  
議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。  
副町長

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） ご苦労様でございます。ただいま上程されました議案第180号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、この夏から流行拡大し、18日には県内に流行警報が発令されるなど猛威をふるっております「新型インフルエンザ」の感染予防策としての予防接種にかかる費用の軽減負担を図るために要する経費がすべてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,114千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,256,712千円とするものでございます。

以下、事項別明細により説明

副町長（大河原直博君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第180号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 閉議の宣告

議長（今泉文克君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

---

### 町長あいさつ

議長（今泉文克君） ここで、閉会にあたり招集者からあいさつがあります。  
町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、提出いたしました議案につきまして、慎重な審議をいただき、議決賜り誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

まもなく師走を迎え、公私ともに何かとご多忙な時期を迎えることと存じますがくれぐれもご自愛いただき、ご健勝にてご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

---

### 閉会の宣告

議長（今泉文克君） これにて、第7回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後2時27分

# 鏡石町議会会議録

## 参考資料目次

議案等審査結果一覧表 .....	1
町長提出議案 .....	2
議案第 175号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について .....	
議案第 176号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて .....	
議案第 177号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改 正する条例の制定について .....	
議案第 178号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	
議案第 179号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条 例の制定について .....	
議案第 180号 平成 2 1 年度鏡石町一般会計補正予算（第 4 号） .....	

## 議案等審査結果一覧表

議案番号	件 名	議決月日	結 果
議案第 175号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21.11.24	可 決
議案第 176号	町長等の給与及び旅費のに関する条例の一部を改正する条例の制定について	21.11.24	可 決
議案第 177号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21.11.24	可 決
議案第 178号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21.11.24	可 決
議案第 179号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	21.11.24	可 決
議案第 180号	平成 2 1 年度鏡石町一般会計補正予算（第 4 号）	21.11.24	可 決